

国際教養大学事務組織規程

平成 19 年 3 月 1 日
理事長 決定
規程 第 16 号

(目的)

第1条 この規程は、国際教養大学学則第6条に規定する事務局に関し必要な事項を定めるものである。

(シニアディレクター)

第2条 本学にシニアディレクターを置く。

2 シニアディレクターのうち、次長の職にある者は、次の事務をつかさどる。

- (1) 本学に関する渉外に関すること
- (2) 県及び事務局各課室等の連絡調整に関すること
- (3) 法令遵守に関すること
- (4) 特定課題に関すること
- (5) その他学長が特に指示する事項に関すること

3 シニアディレクターのうち、参事の職にある者は、次の事務をつかさどる。

- (1) 上司の命を受けて、所管する課、室又はセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督すること
- (2) 特定課題に関すること
- (3) その他学長が特に指示する事項に関すること

(ディレクター)

第3条 本学にディレクターを置く。

2 ディレクターは、次の事務をつかさどる。

- (1) 上司の命を受けて、所管する課、室又はセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督すること
- (2) その他学長が特に指示する事項に関すること

(シニアスタッフ等)

第4条 本学にシニアスタッフ及びスタッフを置く。

2 シニアスタッフ及びスタッフは、上司の命を受けて、担当する事務を処理する。

(専門職員)

第5条 本学に専門職員を置くことができる。

2 専門職員は、上司の命を受けて、次の事務を行う。

- (1) 図書司書業務に関すること
- (2) 大学情報基盤、ネットワークに関すること
- (3) 学生のカウンセリングに関すること
- (4) 就職・キャリア開発に関すること
- (5) その他特に必要と認める専門業務

(事務組織)

第6条 本学にて、総務課、企画課、入試室、教務課、学生課、キャリア開発センター、国際センター、監査室、ICT推進室及びスーパーグローバル事業推進室を置く。

(総務課)

第7条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の事務総括及び連絡調整に関すること
- (2) 学長、常務理事及び副学長の秘書業務に関すること
- (3) 職員人事及び職員評価に関すること
- (4) 給与、公舎及び労務管理等教職員の福利厚生に関すること
- (5) 財務・出納事務に関すること
- (6) 施設設備整備・リスク管理に関すること
- (7) 監査（内部監査を除く。）に関すること
- (8) 寄附に関すること
- (9) ハラスメントに関すること
- (10) 教職員の懲戒審査に関すること
- (11) 労働相談に関すること
- (12) 各種式典に関すること
- (13) その他他課に属さない事務に関すること

(監査室)

第8条 監査室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 内部監査に関すること

(企画課)

第9条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学経営の進行管理に関すること
- (2) 大学評価に関すること
- (3) 規程の整備に関すること
- (4) 社会・地域貢献に関すること
- (5) アジア地域研究連携機構の事務局に関すること
- (6) 研究・受託事業に関すること
- (7) 職員の資質向上及び能力開発に関すること
- (8) サポーターズクラブに関すること
- (9) 大学広報に関すること
- (10) その他大学の企画・調査に関すること

(入試室 (アドミッションズ・オフィス))

第10条 入試室 (アドミッションズ・オフィス) においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生募集、入学試験に関すること
- (2) オープンキャンパスに関すること

(教務課)

第11条 教務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教員人事及び教員評価に関すること
- (2) 教育研究会議・教授会・研究科委員会に関すること
- (3) 履修・成績管理に関すること
- (4) 図書・教科書業務に関すること
- (5) 学部・大学院の教育課程に関すること
- (6) 能動的学修・評価センターに関すること
- (7) 大学院進学支援に関すること
- (9) 教員の資質向上支援 (FD) に関すること
- (10) その他教務に関すること
(学生課)

第12条 学生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の身分に関すること
- (2) 学生生活に関すること
- (3) 奨学金に関すること
- (4) 授業料の減免に関すること
- (5) 心身の健康管理など学校保健に関すること
- (6) その他学生に関すること
(キャリア開発センター)

第13条 キャリア開発センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) インターンシップ等キャリア教育支援に関すること
- (2) 進路相談・指導に関すること
- (3) 就職先・キャリアの開発に関すること
(国際センター)

第13条の2 国際センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 海外との提携に関すること
- (2) 学生の留学に関すること
- (3) 留学生の受入れに関すること
- (4) その他留学に関すること
(ICT推進室)

第13条の3 ICT推進室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学情報基盤・ネットワーク等に関すること
- (2) 大学事務システムに関すること
(スーパーグローバル事業推進室)

第13条の4 スーパーグローバル事業推進室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) スーパーグローバル大学創成支援事業の推進に関すること
- (2) 学修改革の推進に関すること
- (3) 国際化拠点整備事業 (大学の世界展開力強化事業、グローバル人材育成推進事業) の実施に関すること

(チーム及びチームリーダー)

第14条 各課・室及びセンターには、担当する事務を整理するため、チーム及びチームリーダーを置くことができるものとする。

2 前項により設置したチームの名称については、事務局長が定めるものとする。

(その他)

第15条 各課室等の事務分掌又は所掌事務については、この規程に定めるもののほか、必要に応じ別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成26年9月18日から施行する。

2 この規則による改正後の国際教養大学事務組織規程第7条の規定並びに第11条第1号及び第9号の規定は、平成26年4月1日から適用する。

3 この規則による改正後の国際教養大学事務組織規程第11条第6号の規定は、平成25年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。